

大洲育成園職員の交通違反等に関する処分基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、大洲育成園職員で交通事故を起こした者、又は交通事故に遭遇し被害を受けた者。又は交通法令違反を行った者（以下「交通違反者等」という。）に対する懲戒処分（以下「処分」という。）の基準を定め、もってその責任と自覚を促すとともに、交通事故等の防止を図ることを目的とする。

(処分の決定)

第2条 交通違反者等に対して処分を行うときは、大洲育成園職員の分限・懲戒審査会の審議を経るものとする。

(処分の基準)

第3条 処分は、別表に定める処分基準によることとする。この場合において、状況については考慮することができる。

2 前項の処分基準の点数は、次に掲げる交通法令違反者等の交通法令違反等の種別、交通事故の種別等に応じ、それぞれの該当する点数を加算したものとする。

(1) 交通法令違反に付ける点数は、次の表による。

交通法令違反行為の種別	基準点数
酒酔い運転	26点
酒気帯び無免許運転	25点
酒気帯び運転速度超過 50 以上	24点
酒気帯び運転速度超過 30～49（高速 40～49）	23点
酒気帯び運転速度超過 25～29（高速 25～39）	22点
酒気帯び運転速度超過 25 未満	21点
酒気帯び運転その他違反	21点
酒気帯び運転	19点
無免許運転	19点
交通違反の報告を隠蔽・未報告	12点
速度超過 50 以上	11点
速度超過 30～49（高速 40～49）	6点
その他の違反	1～3点

(注) ア 速度超過の数値単位は、キロメートル/時である

イ その他の違反とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、無免許運転、速度超過 30 キロメートル（高速 40 キロメートル）以上の違反、過労運転等以外の違反行為をいう。

(2) 交通事故に付ける点数は、次の表による。

交通事故の種別	責任の種別	基準点数
死亡事故	責任程度が重いとき	22 点
	責任程度が軽いとき	12 点
重傷事故（治療期間が 90 日以上）	責任程度が重いとき	12 点
	責任程度が軽いとき	9 点
重傷事故（治療期間が 30 日以上 90 日未満）	責任程度が重いとき	9 点
	責任程度が軽いとき	6 点
軽傷事故（治療期間が 30 日未満） 又は建造物損壊事故	責任程度が重いとき	5 点
	責任程度が軽いとき	2 点
建造物以外の損壊事故	責任程度が重いとき	3 点
	責任程度が軽いとき	1 点

(注) ア 治療期間は、医師の診断による。

イ 「責任程度が重いとき」とは、その事故が交通違反者等に一方的な責任があると考えられるときをいう。

ウ 酒酔い運転及び酒気帯び運転で人身事故を引き起こした場合は、被害者側の責任の有無にかかわらず、「責任程度が重いとき」とする。

(3) 措置義務違反に付ける点数は、次の表による。

措置義務違反の種別	基準点数
人身事故の場合の救護等義務違反（ひき逃げ）	23 点
損壊事故の場合の危険防止等措置義務違反（あて逃げ）	5 点

3 前項に定めるものを除く交通違反行為の基準点数については、別に定める。

(報告)

第 4 条 交通違反者等は、施設長を経て、その概要を遅滞なく理事長に報告しなければならない。

2 交通事故及び違反を起こした者は、別紙様式 1 号にて報告しなければならない。交通違反者等は、交通反則告知書及び行政処分又は刑事処罰の通知書を、また、交通事故を起こした者及び遭遇したものは、事故証明書並びに示談書を提出しなければならない。

3 前項の報告を怠ったときは、処分の量定を加重するものとする。

附則 この規程は、平成 19 年 12 月 11 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

理事長	施設長	事務長	主任 指導員	安全運転 管理者

社会福祉法人大洲育成園 理事長 殿

平成 年 月 日

交通事故・違反報告書

下記の交通 事故 違反 について報告します。

事故（違反）職員	職名	氏名	印
発生日時	平成	年	月 日（ ） 時 分頃
発生場所			
事故（違反）内容	<p>【交通事故】 届出警察署 警察署 事故種別 <input type="checkbox"/> 対人（傷病名、部位：..... 程度：.....） <input type="checkbox"/> 対物（損壊物：..... 程度：.....） <input type="checkbox"/> その他（.....）</p> <p>相手側 住所 氏名..... 年齢..... 歳 男・女</p> <p>同乗者 住所 氏名..... 年齢..... 歳 男・女</p> <p>※ 事故証明書の写し及び示談書の写しを添付すること。相手側、同乗者が複数いる場合は、事故の状況及び原因等に記入する。</p>		
	<p>【交通違反】 <input type="checkbox"/> 酒酔い <input type="checkbox"/> 酒気帯び <input type="checkbox"/> 無免許 <input type="checkbox"/> 速度超過 <input type="checkbox"/> 無資格 <input type="checkbox"/> 信号無視 <input type="checkbox"/> 一時不停止 <input type="checkbox"/> 携帯電話使用等 <input type="checkbox"/> 座席ベルト装着義務違反 <input type="checkbox"/> その他（.....）</p> <p>※ 交通反則告知書の写し及び行政処分又は刑事処罰の通知書の写しを添付すること。</p>		
公務との関係	<input type="checkbox"/> 公務中 <input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> その他 その概要.....		

<p>事故（違反）の状況 及び原因等</p>	<p>(具体的に)</p>
<p>現場の見取り図</p>	
<p>反省・今後の決意等 その他関係事項</p>	

別表（第3条関係）

交通違反者等の処分基準

処分点数	6点以上	10点以上	12点以上	18点以上
	9点以下	11点以下	17点以下	
処分内容	訓告	けん責	減給	出勤停止又は懲戒解雇

（注）

- 1 この基準の運用は、公私の別を問わない。
- 2 酒酔い運転等の違反をした場合、その同乗者及び酒酔い運転等させたと認められる者（いずれも職員）についても、交通違反者等に準じて処分するものとする。
- 3 過去1年以内に、この規程による処分を受けたことのある者又は管理監督の地位にある者が上記違反や事故を起こしたときは、その量定を加重する。